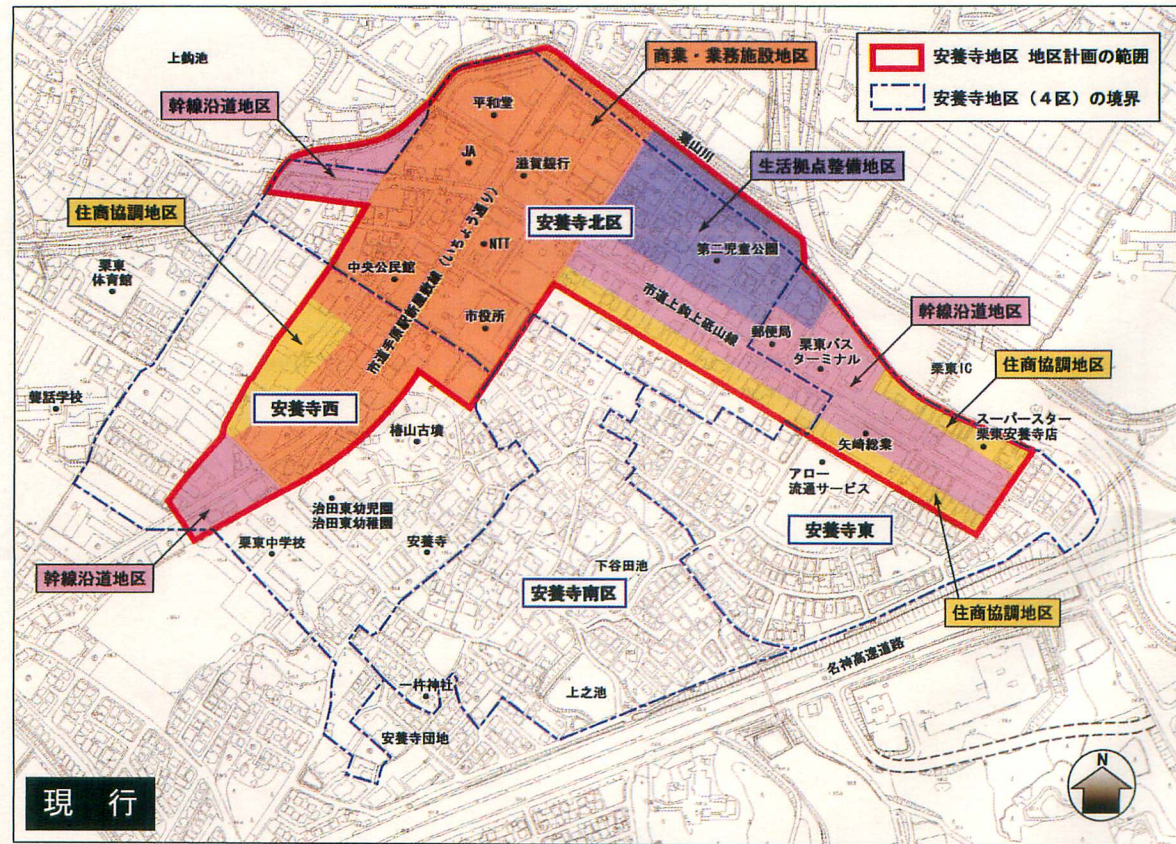


# 安養寺地区地区計画の変更概要

## 〈 地区計画の主な変更内容 〉

### 1. 地域の区分を簡単にします。



### 2. 住宅等の建築制限を廃止します。

現行 「商業・業務施設地区」、「幹線沿道地区」では、原則 1階部分に住宅や共同住宅は建築できません。

改訂案

**廃止**

現行の基準は廃止しますが、特に幹線道路の沿道では、魅力的な店舗等の立地や積極的な緑化等により、歩いて楽しい、にぎわいづくりに配慮しましょう。

倉庫等の基準は変更ありません。

### 3. 最低敷地規模の基準を大幅に緩和します。

現行 「商業・業務施設地区」では、原則、1,000㎡未満の敷地で土地利用ができません。

改訂案

**140㎡**  
(緑の幹線地区のみ)

現行の基準を緩和しますが、窮屈な雰囲気にならないよう、ゆとりが感じられる敷地規模に配慮しましょう。

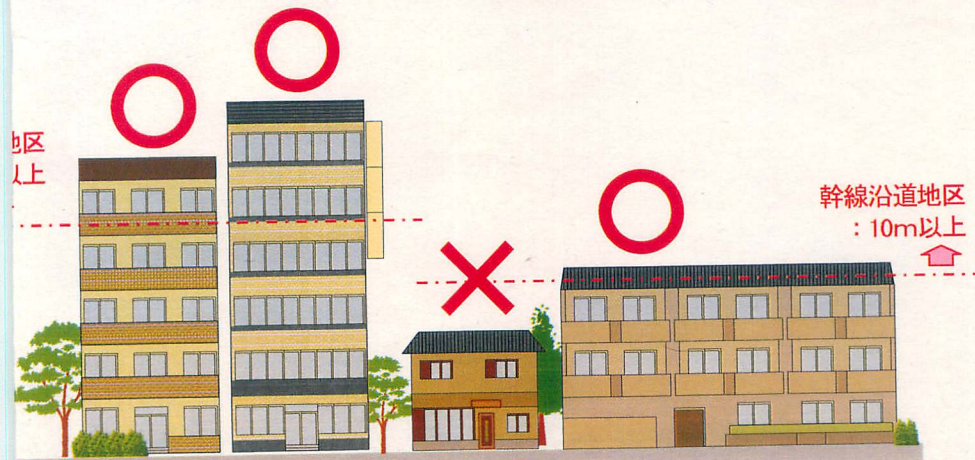
「緑の住まい地区」は、最低敷地規模の基準はありません。

### 4. 最低高さ制限の基準を廃止します。

現行

商業・業務施設地区  
: 13.5m以上

幹線沿道地区  
: 10m以上



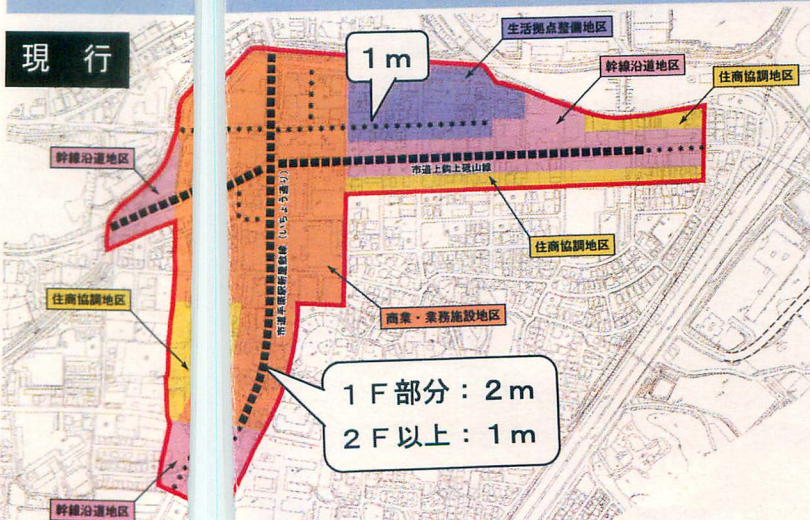
改訂案

**廃止**

現行の基準を廃止しますが、地区内では、できる限り、周囲のまちなみと調和した高さにしましょう。

### 5. 道路からの後退距離の基準を緩和します。

現行



改訂案

**1m**  
(市道上鉤上砥山線、市道手原駅新屋敷線の沿道に限る)

現行の基準を緩和しますが、道路から後退した空間にはまちなみのつながりや一体性を創出するための緑化スペースを設け、まちの個性や魅力を創出する景観形成やコミュニティの形成を目指しましょう。

「緑の住まい地区」は、道路からの後退距離の基準はありません。